

## Pepper 社会貢献プログラム2 サービス利用規約

この条項は、ソフトバンクロボティクス株式会社(以下「当社」という)が Pepper 社会貢献プログラム2において、プログラム参加団体(以下「プログラム参加団体」という)に提供するレンタルおよびそれに付随するサービス(以下「本サービス」という)についての条件等を定めたものです(以下、本書に定める条項全体を指し「本利用規約」という)。申込みに際しては、以下の条件等を十分に理解し、同意いただいた上で、お申し込み下さい。

### 1 用語

本利用規約で使用する次の用語の意味は以下の通りです。

各条項で定義されているものはそちらをご参照ください。

用語	意味
プログラム参加団体	Pepper 社会貢献プログラム2に申し込み、参加が承諾された団体
本件ロボット端末	本サービスの対象となる当社所定の Pepper 本体および充電器
付属品	本件ロボット端末の備品 (内容は別紙2に定める)
社会貢献パッケージ2	本件ロボット端末、付属品、教材等および当社所定の提供サービス (内容は別紙2に定める)
紛失等	本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物が紛失、盗難若しくは所有権侵害等の事由により物理的にプログラム参加団体の管理下を離れること
毀損	本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物が毀損すること(当社の指示または取扱説明書等の記載の用法に従って使用したことにより本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物が故障した場合および修理不能の場合を含む)
蓄積データ等	本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物に保存、蓄積または登録されたアプリケーション、画像データ、センサーデータ、操作ログ等

### 2 本サービス

#### (1) 本サービスの内容および料金

- (a) 本サービスの内容: Pepper 社会貢献プログラム2に参加し、社会貢献パッケージ2を利用すること
- (b) 料金: 別途専用申込書の通りとします
- (2) 当社は、社会貢献パッケージ2の内容または仕様を、予告なく全部または一部を変更することがあります。
- (3) 次のいずれかに該当する場合には本サービスの提供が中断または停止されることがあり

ます。

- (a) 本サービスを運営する為のシステム保守、点検、障害の復旧等の場合
  - (b) 天災、戦争その他の緊急事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合
  - (c) その他、当社が必要であると判断した場合
- (4) 当社は、本利用規約および本サービスに関する、申込み、変更、紛失等の連絡について、専用サポートデスク(以下「ヘルプデスク」という)において、一元窓口で受け付けるものとします。当社は当該対応において最善の努力を行うものとしませんが、問い合わせに完全に回答できること、当該問い合わせ対応により、プログラム参加団体に発生している全ての問題が解決することを保証するものではありません。
- (5) 消費税及び地方消費税の税率が変更になった場合、その税率が施行された月以降の料金に付加する消費税及び地方消費税は、当該変更後の税率に従い請求を行うものとします。

### 3 本サービスの提供期間および解約違約金

- (1) 本サービスの期間は、引渡日(項番9(1)に定義する)に開始し、引渡日の属する月の翌月1日から別途申込書に記載の月数満了日に終了する期間(以下「初期契約期間」といいます。)とします。
- (2) 初期契約期間の満了の1か月前までに、当社またはプログラム参加団体のいずれからも契約終了の意思表示のない限り、本契約は、申込書の「再レンタル期間」記載の期間で自動的に延長されるものとし、その他は特段の合意のない限り、申込書記載の内容と同条件で延長されるものとし、以後も同様とします(以下、延長後の契約期間を「再契約期間」といいます)。
- (3) 本サービスの提供が期間内に解約または解除により終了した場合、プログラム参加団体は、当該終了が当社の責めに帰すべき事由に基づくものでない限り、別表3に定める解約違約金(以下「解約違約金」という)を負担するものとします。

### 4 本サービスの料金に関する注意事項

- (1) プログラム参加団体は、本サービス利用料金その他本利用規約の規定によりプログラム参加団体が当社に対して支払いを要することとなった初期契約期間の料金にかかる債権について、当社が株式会社ネットプロテクションズ(以下「NP」という)へ譲り渡すものとし、NPからプログラム参加団体に対し支払請求を行うことについて、プログラム参加団体は承諾するものとします。
- (2) 本サービスの料金は、暦月単位で計算されるものとし、その課金開始日は、本件ロボット端末の引渡日の属する月の翌月1日とします。なお、課金開始日以降は、月の途中で本サービスの提供が終了した場合でも1ヶ月分の本サービスにかかる料金をNPに対して支払うものとします。

### 5 料金支払い方法

- (1) プログラム参加団体は、NPからの請求書に定める期日および方法に従い、本サービス

にかかる料金を支払うものとし、また、支払いに要する費用は、プログラム参加団体が負担するものとし、

- (2) 月額支払いの場合、お支払いは NP の NP 掛け払いを利用します。代金債権は NP 掛け払いの運営会社である株式会社ネットプロテクションズに譲渡されます。請求書は NP が発行し、当社に代わり、決済を代行します。法人・個人事業主のみご利用いただけます。株式会社ネットプロテクションズは取引情報をもとに独自の与信審査を行います。審査の結果、ご利用いただけない場合がございます。

- ・与信枠……最大 300 万円/月

- ・お支払い方法…[銀行・コンビニ]月末締め翌月末払い

- ・[口座振替]月末締め翌月 27 日引落し

- ・請求書発行日…締め日+4 営業日

- ・銀行振込手数料・お客様負担

※コンビニでのお支払いの場合、手数料は発生いたしません。NP 掛け払いの詳細については下記をご確認ください。[\(https://np-kakebarai.com/buy/\)](https://np-kakebarai.com/buy/)

## 6 遅延損害金

- (1) プログラム参加団体は、本サービスにかかる料金等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いをしない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、前項に従って NP に対して支払うものとし、
- (2) NP の請求にも拘らず、プログラム参加団体が本サービスにかかる料金等その他の債務について支払期日経過後、一定期間を経過してもなお支払いをしない場合、前項のプログラム参加団体に対する債権について、NP は当該債権を当社に対して譲渡するものとし、この場合において、当社及び NP は、プログラム参加団体への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略することができるものとし、当社は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として加算したうえで、プログラム参加団体に対して請求するものとし、プログラム参加団体はこれを支払うものとし、

## 7 申込み

- (1) プログラムへの参加を希望する団体は、当社に対し、申込書(以下「申込書」という)を提出することにより本サービスに申し込むものとし、
- (2) プログラムへの参加を希望する団体は、上記(1)の申込みをもって、当社または Aldebaran (以下「ALD」という) (\*)の定める次の(a)乃至(c)の事項について承諾したものとみなします。
  - (a) 「商標・著作物・Pepper キャラクターに関する注意事項」
  - (b) 「NAOqi ソフトウェアのエンドユーザ契約書」(別紙 1)(\*)SoftBank Robotics Europe(SBRE)は、2022 年 7 月 17 日に「Aldebaran」へ社名変更しています。

(c) Robot Suite 利用規約

[https://jp.softbankrobotics.com/hubfs/Pepper/pdf/robot\\_suite\\_terms\\_of\\_use.pdf](https://jp.softbankrobotics.com/hubfs/Pepper/pdf/robot_suite_terms_of_use.pdf)

- (3) 別紙 1 にかかわらず、本利用規約においては、以下のとおりとします。
  - (a) 別紙 1 条項 2.c は、本サービスにおいて適用しないものとし譲渡を禁止します。
- (4) 本利用規約の本文と別紙 1 乃至 2 の記載内容に齟齬が生じる場合、本利用規約の本文の記載が優先するものとします。
- (5) 上記(1)の場合において、当社が要求するときは、プログラムへの参加を希望する団体は、①申込書の記載内容を確認するための書類に定める本人確認書類を含む、本サービスの提供を受けるのに当社が必要と判断した書類および②財務諸表等当社が与信に必要と判断する書類(以下①および②を総称して「確認書類等」という)を当社所定の方法をもって提出するものとします。

## 8 承諾

- (1) 当社は、プログラムへの参加を希望する団体が、次の(a)乃至(f)に定める全ての条件を満たした場合にのみ、項番 7(1)の申込みに対する承諾をします。
  - (a) 国公立の以下学校を運営する法人であること  
小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、高等専修学校、専門学校及びその他学校(当社が認めたその他学校)
  - (b) 当社が認めた教育に係る活動を実践する特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益社団法人(当社が認めたその他法人)
  - (c) 申込書または申込みにあたり提出された書類に記載漏れ、誤記、虚偽または事実と反する記載がないこと
  - (d) 本サービスの提供にかかる当社の与信基準及び当社が別に定める提供条件を満たした団体からの申込みであること
  - (e) プログラムへの参加を希望する団体が当社と契約を締結している他のサービスの利用において、本利用規約またはその他のサービス契約約款の規定に現に違反しておらず、または違反するおそれがないと当社が判断したこと
  - (f) 本人確認ができたプログラム参加団体であることなお、本人確認とは、当社が別に定める方法により、プログラムへの参加を希望する団体の情報(名称(商号)及び本店又は主たる事務所の所在地並びに本サービスにかかる契約の締結の任に当たっている従業員等(以下その他の従業員等を含め「従業員等」という)の氏名、住居、生年月日及び電話番号又はその他の連絡先等のプログラム参加団体を特定する情報をいう)の確認を行うことをいいます。
- (2) 本サービスの申込みを承諾するために必要な機器の新設、改造、修理または保守が、当社の業務の遂行上または技術上著しく支障があると認められる場合は、当該申込みを承諾しないことがあります。
- (3) 当社は、項番 7(1)の申込みが上記(1)に定める条件を満たしていない申込みであることが事後に判明したまたは事後に条件を満たさなくなった申込みにつき、本サービス提供の義務を免れ、かつ本サービスにかかる契約を解除することができるものとします。但し、この場

合、当社および NP は、プログラム参加団体から受領済みの本サービスにかかる料金等の返還義務を一切負わないものとします。

(4) 本件ロボット端末 1 台ごとに 1 つの本サービスにかかる契約が成立するものとします。

## 9 引渡し

(1) 当社は、本サービスにかかる契約の成立後、本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物を所定の様式に記載の場所(以下「指定配送先」という)に配送することにより本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物の引渡しを行うものとします(以下、引渡しを行った日を「引渡日」という)。かかる配送費については、当社が負担するものとします。

(2) プログラム参加団体は、上記(1)の引渡しに支障を来たさないよう、引渡日までに指定配送先における本件ロボット端末の受入準備を完了させることとします。

(3) 上記(2)の受け入れ準備が完了していなかった場合(不在時、移転時も含む)は、当社は、配送をせず、プログラム参加団体に連絡の上、別途協議の上定める再配送日に改めて配送を行います。その際の配送費については、プログラム参加団体の負担となります。プログラム参加団体は、当該場合において、配送の遅延による本サービスにかかる料金の支払いを免れることはできないものとします。

## 10 本件ロボット端末およびその他貸与物の使用および管理

(1) プログラム参加団体は、項番 9(1)に定める引渡しを受けた本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物を、引渡日から本サービスの提供期間内において、当社の指示、取扱説明書またはその他の説明書類等にて記載した用法に従い使用するものとします。本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物の使用に必要な電源・電力、消耗品代、通信環境等は、プログラム参加団体が負担するものとします。

(2) プログラム参加団体は、善良なる管理者の注意をもって本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物を使用管理するものとし、当社の承諾なしに、本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物を改造分解しないものとします。

(3) プログラム参加団体は、本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物に添付された個体識別の標識等を除去、汚損させないものとします。

(4) プログラム参加団体は、本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物を日本国内で利用するものとします。

## 11 付属品等

(1) 項番 9(1)に定める引渡し後、付属品および教材等の消耗、毀損または紛失等があった場合は、プログラム参加団体が自らの責任と費用負担においてこれを解決するものとします。

(2) プログラム参加団体が本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物の返却にあたり、社会貢献パッケージ2とともにプログラム参加団体が自ら購入し

た物品を送付した場合、特段の定めなき限り、プログラム参加団体は当該物品の所有権を放棄したものとみなし、当社が処分するものとします。

## 12 本件ロボット端末およびその他貸与物の毀損・紛失等の取扱い

- (1) プログラム参加団体は、本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物について、理由の如何を問わず毀損・紛失が発生した場合、直ちにヘルプデスクに通知するものとします。
- (2) 本サービスの提供期間中および期間満了後、返却した本件ロボット端末につき毀損があると当社が判断した場合、当社の費用負担にて必要となる修理を行うものとします。但し下記(6)に該当する場合を除きます。
- (3) プログラム参加団体は、本件ロボット端末の交換(以下交換で提供する貸与物を「交換機」という)に関し、次の事項を遵守し、予め承諾するものとします。
  - (a) 上記(1)の通知を行い、交換を行う本件ロボット端末(以下「故障機」という)については、プログラム参加団体が申し入れた不具合や毀損箇所の修理に限らず、当社所定の基準で修理が必要と判断した全ての修理を実施するものであること。
  - (b) 当社は、不具合や毀損の通知および故障機の回収の時点では、有償修理となるか否か、また有償になる場合の金額につき判断や通知を行うことはできず、「万が一、修理完了後有償修理が発生した場合にプログラム参加団体がその修理費用を負担すること」に承諾した上で交換機の提供を受けること。(当該承諾をせずに交換機の提供を受け、有償修理が発生した場合に、修理費用の支払を免れることが出来るものではありません。)
  - (c) 故障機のパスワードを初期化し、登録・蓄積データ等を消去して、当社に引き渡すものとし、プログラム参加団体がそれらを行わなかったことにより、プログラム参加団体または第三者に生じた損害につき、当社は一切の責任を負わないこと。
  - (d) 故障機の回収にあたり、本件ロボット端末に付属物が付着していた場合、プログラム参加団体の責任をもってこれを取り外すものとする。なお、万が一、付属物を取り外さずに回収された場合、当該付属物については所有権を放棄したものとみなします。
  - (e) 別途合意した日付および場所に当社が要員を派遣した結果、故障機について予め当社がプログラム参加団体に通知した準備が完了していない場合や、プログラム参加団体の担当者の不在等の事情により交換が出来ないと判断した場合、故障機の回収および交換機との交換を受けることができないこと。なお、この場合、別途当社はプログラム参加団体に通知を行い、後日改めて故障機の回収および交換機との交換を実施しますが、この場合の再配送費については、プログラム参加団体の負担とします。
  - (f) 故障機の代わりにプログラム参加団体に提供される交換機が次の通りであること。
    - ① ハードウェアおよびソフトウェアのバージョンが、故障機と同一のバージョンではない場合があり、故障機のハードウェアおよびソフトウェアのバージョンで正常に使用できた機能が交換機では正常に動作しない場合があること。

- ② プログラム参加団体によるネットワーク設定、各種アプリケーションのダウンロード等が行われる前の初期設定の状態であること。
- (g) 交換の実施により、プログラム参加団体に提供する本件ロボット端末が交換機となること。
- (4) 本件ロボット端末の紛失等(以下「紛失等端末」という)が発生した場合、プログラム参加団体は、別表2に定める紛失時損害金を負担するものとします。
- (5) 本サービスの提供期間終了後、本件ロボット端末の返却がなされない場合、プログラム参加団体は、別表1に定める返却遅延金を負担するものとします。
- (6) プログラム参加団体は、本件ロボット端末の故障の発生が次の各号の事由に起因する場合、当該修理費用および配送費用をプログラム参加団体が自ら負担するものとします。
  - (a) プログラム参加団体および第三者の故意によって生じた故障、濡れ、全損等の場合
  - (b) 取扱説明書その他の説明書類等に記載のない、不適切な利用、修理・改造・塗装等の形跡があると当社が認めた場合
  - (c) 飛行機機内への持ち込みが原因での故障等の場合
  - (d) 海外でのご利用によって生じた故障の場合
  - (e) 社会貢献パッケージ2で配信されるアプリ以外のロボアプリが起因となって発生した故障等の場合
  - (f) プログラム参加団体が本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物のソフトウェアバージョンアップ等の作業を実施しなかったことに起因する故障等の場合
  - (g) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
  - (h) プログラム参加団体が債務の支払いを現に怠っている場合
  - (i) プログラム参加団体が、交換修理に関する情報および物品を、当社の求めに対して提供しない場合
  - (j) 項番15を起因とした故障等の場合
  - (k) その他前各号に定める事項以外に、当社が定める本件ロボット端末の取扱説明書その他の説明書類等で定められた推奨環境以外での使用に起因した故障等の場合。
- (7) 本項に定める場合において、本サービスを利用できなくなったときであっても、プログラム参加団体は、その利用できない期間にかかる本サービス料金等の支払いを免れることはできないものとします。
- (8) 上記(4)または(5)の場合において、プログラム参加団体による紛失時損害金もしくは未返却損害金の支払い、または当社からの代替機の発送後は、紛失等端末をプログラム参加団体が発見した場合であっても、プログラム参加団体は、紛失等の通知の取り消し、紛失時損害金または未返却損害金の返金、および代替機の返却を請求することはできないものとします。

### 13 蓄積データの管理

- (1) プログラム参加団体は、本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物の蓄積データ等を第三者に無断で使用されないよう、厳格に管理するものとしま

す。

- (2) 当社は、原因の如何を問わず(本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物の紛失等若しくは毀損による場合、ならびにプログラム参加団体の管理義務違反による場合を含む)、蓄積データ等の漏洩および不正利用について、一切の責任を負わないものとします。

#### 14 情報の利用

- (1) 当社および NP(委託先を含む。以下本項においては同様)は、プライバシーポリシーの定めるところにより、プログラム参加団体に係る個人情報(申込み時に、当社がプログラム参加団体に関して取得する氏名、住所、電話番号およびプログラム参加団体識別符号等の全ての個人情報をいう)を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用するものとします。
  - (a) プログラム参加団体からの問い合わせへの対応、本サービスの利用に関する手続きの案内または情報の提供等のプログラム参加団体に対する取扱い業務
  - (b) 課金計算に係る業務
  - (c) 料金請求に係る業務
  - (d) 市場調査およびその分析(教育効果を図るための学力テストを含む)
  - (e) 当社または他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
  - (f) 情報通信業界の発展およびプログラム参加団体のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
  - (g) 本サービスについての工事、保守または障害対応などの取扱い業務
- (2) プログラム参加団体は、上記(1)に定めるところにより当社・NP(委託先を含む。)がプログラム参加団体に係る個人情報を利用することに同意するものとします。
- (3) プログラム参加団体は、本件ロボット端末が取得したデータ(音声、画像、操作、その他本件ロボット端末が取得した全てのデータおよびそれらを基に変換したデータ、システムログを含む)を、プログラム参加団体に対し、各種サービス等の開発および改善を目的として、当社が送信ならびに記録を行い、転送、収集、保守、処理等を含み当社が利用する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。
- (4) プログラム参加団体は、本件ロボット端末が取得したデータ(音声、画像、操作、その他本件ロボット端末が取得した全てのデータおよびそれらを基に変換したデータ、システムログを含む)を、プログラム参加団体が特定される情報とは紐付けされない態様において、当社および当社グループ会社・協業先等関係先の製品およびサービスの提供・改良、マーケティング等を目的に、使用することに同意および承諾したものとします。
- (5) Pepper 社会貢献プログラム2において提供されるクラウド音声認識エンジンは、音声認識サービス提供事業者が提供する本件ロボット端末に内蔵されたアプリケーションサービスです。本件ロボット端末を介して読み込んだ音声は、当該音声認識サービス提供事業者のサーバーに送信され、収集、保持、処理および利用、提供されます。
- (6) Pepper に入力した情報(会話等の音声、写真等の画像および動画を含みますが、それに限りません) およびロボアプリにて自動生成された言語、画像、動画、歌詞、音源、歌唱、

楽曲、ダンス等のすべての生成物(以下「生成物」という)は当社のサーバにログとして保存され、かつ、そのログは当社および当社が指定する第三者が Pepper の応答性の解析およびサービス改善を目的として使用します。

- (7) ロボアプリのコンテンツおよび生成物の知的財産権およびその他の権利(以下「権利等」という)は、当社または当社に利用を許諾した第三者に帰属します。プログラム参加団体は、当社より別途許諾を受けた範囲に限り、生成物を利用することができます。

## 15 不可抗力

当社は、天災地変、疫病の蔓延、戦争、暴動、内乱、火災、洪水、法令の改廃制定、公権力の介入、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故等、その他自己の責めに帰すべからざる事由に基づき発生した、プログラム参加団体の損害、間接障害、逸失利益について、一切の責任を負わないものとします。

## 16 損害賠償および免責

- (1) プログラム参加団体は、自己の責任において本サービスを利用し、本サービスにおいて行った一切の行為(本利用規約に反する行為を含みます。)、およびその結果について一切の責任を負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- (2) 上記(1)の定めにかかわらず、プログラム参加団体による本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物の使用または管理に起因して発生したいかなる損害について、当社は何人に対しても責任を負わず、プログラム参加団体が自らの責任と費用負担でこれを処理、解決するものとします。
- (3) 当社は、本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物のハードウェアおよびソフトウェアバージョンアップ等の作業に伴いプログラム参加団体に費用が発生した場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
- (4) 当社は、プログラム参加団体が本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物のハードウェアおよびソフトウェアバージョンアップ等の作業を実施したことまたは実施しなかったことに起因する損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (5) 当社は、プログラム参加団体が本利用規約のいずれか一つにでも違反した場合においては、本利用規約に従った通常の利用を保証しないものとします。
- (6) 当社は、本サービスの完全な運用に努めますが、本サービスの中断、運用停止、廃止等によってプログラム参加団体に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。
- (7) ロボアプリのコンテンツには人工知能を使用したサービス(生成 AI など)が含まれますが、当社は、本サービス、人工知能を使用したサービスおよび生成物の安全性、有用性、正確性、信頼性、適切性、完全性等、ならびに生成物の利用が第三者の権利等を侵害しないこと等について、明示または黙示にも一切保証をするものではありません。
- (8) プログラム参加団体は、当社の承諾を要することなく、自らの責任において、本サービスの利用を第三者に許諾できるものとします。但し、第三者に許諾する場合には、当該第三者に本利用規約の規定を遵守させるものとし、当該第三者が本利用規約に違反した場合

には、プログラム参加団体が違反したものとみなします。

- (9) 本件ロボット端末との会話回数には、上限が設けられています。
- (10) プログラム参加団体は、AndroidOS、GMS、個別の Android™ 向けアプリ、本サービスで提供する各種アプリおよび GooglePlay からダウンロードしたサードパーティアプリを、それぞれのサービス提供者の利用条件に従い、利用するものとします。当該サービスの利用または当該サービスが取得する情報(プログラム参加団体固有 ID、通信機器固有 ID、当該アプリの利用に関する情報等を含みますが、これらに限られません。)により、プログラム参加団体または第三者に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

#### 17 利用者・使用場所等変更

- (1) プログラム参加団体は、本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物の利用者・使用場所等に変更があるときは、事前に当社所定の方法により通知するものとします。
- (2) 上記(1)の場合において、本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物の配送にかかる費用は全てプログラム参加団体が負担するものとします。
- (3) 上記(1)の場合において生じる本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物のセットアップ作業等は、全てプログラム参加団体が実施するものとします。
- (4) 上記(1)の場合において利用者の変更があった場合、プログラム参加団体は変更後の使用者に本利用規約や使用方法を十分に理解させ同意させた上で本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物を本サービスにおいて使用させるものとします。

#### 18 本サービスの解約

- (1) プログラム参加団体が本サービスにかかる契約を解約する場合は、当社所定の方法により申し込むものとします。
- (2) 上記(1)の申込みがあった場合、当社は本サービスの提供を当該通知を受理した日の属する月の末日をもって終了するものとします。
- (3) 本サービスの提供終了時点で存在するプログラム参加団体の一切の債務については、本サービスの提供終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

#### 19 本サービスの解除

- (1) プログラム参加団体が次の(a)乃至(i)の一に該当した場合、当社は、何ら催告することなしに、本サービスにかかる契約を解除することができるものとします。
  - (a) 本サービス利用規約に定める義務に違反し、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず当該期間内に違反が是正されないとき。
  - (b) 自らが振出、引受、裏書または保証を行った手形または小切手が不渡りとなったとき。
  - (c) 自らの財産について強制執行若しくは担保権実行等の申立てを受けたとき、またはその重要な資産について仮差押若しくは仮処分等を受けたとき。
  - (d) 公租公課等の滞納処分を受けたとき。

- (e) 支払停止若しくは支払不能に陥ったときまたは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立て若しくはこれらに類する法的整理手続の申立てがあったとき。
  - (f) 解散を決議したとき、解散命令若しくは解散判決を受けたとき、その他の事由により解散したとき(合併による場合を除く。)または清算若しくは任意整理の手続に入ったとき。
  - (g) 営業登録等の取消しまたは営業停止の処分を受けたとき。
  - (h) 自己またはその役員が反社会的勢力(「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体をいう。)と関係したことが明らかになったときまたは自ら反社会的勢力を名乗り、相手方の名誉・信用を毀損する等の行為を行ったとき。
  - (i) 前各号に掲げる事由のほか、本サービスの提供を継続しがたい重大な事由が発生したとき。
- (2) 上記(1)により本サービスにかかる契約が解除された場合、プログラム参加団体は、直ちに当社の指示に従い本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物の返却を行うものとします。
- (3) 上記(1)乃至(2)の規定は、当社からプログラム参加団体に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

## 20 本サービスの中止

- (1) 当社は、(a)乃至(d)のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。
- (a) 本サービス用設備の故障によるとき
  - (b) 本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ないとき
  - (c) 項番 21 所定の規定によるとき
  - (d) 当社の都合により、本サービスの提供を行うことが困難になったとき
- (2) 当社は、上記(1)の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨をプログラム参加団体に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (3) 当社は、上記(1)に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関してプログラム参加団体またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

## 21 利用の制限

- (1) 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、本サービス用設備の需要が著しく増加し、本サービスの提供が困難となった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信または利用を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限または中止する措置を取ることがあります。
- (2) 当社は、本サービス用設備に過大な負荷が発生し、その利用または運営に支障を与える

または支障を与えるおそれのある場合で必要と認めたときは、別に定める方法により、当該負荷に係る通信または利用を制限することがあります。

- (3) 本サービスをご利用のプログラム参加団体が、当社の設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、利用の制限をさせていただくことがあります。

## 22 本サービスの廃止

当社は、本サービスの全部または一部を廃止しようとするときは、予めプログラム参加団体に通知します。この場合において、当社が定める廃止日をもって本サービスの提供は終了するものとし、プログラム参加団体は当社の指示に従い本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物の返却を行うものとしします。

## 23 本件ロボット端末およびその他貸与物の返却

- (1) プログラム参加団体は、理由の如何を問わず、本サービスの提供が終了したとき、当社が定めた期日までに本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物を返却するものとしします。
- (2) プログラム参加団体は、返却に際して、本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物に付属する充電器が毀損・紛失していた場合には、別表2に記載の充電器のみ毀損・紛失した場合の損害金を自ら負担するものとしします。
- (3) 当社は、上記(1)に定める期日までに本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物の返却が完了しない場合、プログラム参加団体に対し、別表1に定める返却遅延金を請求することができるものとしします。但し、当社の責めに帰すべき事由に起因して、当該期間内の返却が完了しない場合は、両者協議の上、その後の取扱いを定めるものとしします。
- (4) 当社は、上記(1)の本件ロボット端末およびその他社会貢献パッケージ2に含まれる貸与物の返却に際し、プログラム参加団体が蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、プログラム参加団体または第三者に生じた損害につき一切の責任を負わないものとしします。

## 24 秘密保持

- (1) プログラム参加団体は、当社の書面による承諾なくして、本サービスに関連して当社から開示された業務上、営業上、技術上の秘密(以下「秘密情報」という)を、本サービスの提供期間中はもとより、本サービスの提供期間終了後も 3年間は第三者に対して一切開示、漏洩しないものとしします。但し、次の(a)乃至(e)のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとしします。
  - (a) 秘密保持義務の対象外とすることについて事前に当社の書面による承諾を得た情報
  - (b) 開示を受けた時に既に公知の情報
  - (c) 開示を受けた後にプログラム参加団体の責めによらず公知となった情報
  - (d) 開示を受けた時に既にプログラム参加団体が適法に保持していた情報

- (e) 当社が第三者に対し何ら秘密保持義務を課すことなく開示した情報
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、プログラム参加団体は、法令により開示することが義務付けられている情報については、その限度で、開示することができるものとします。

## 25 商標・著作物・キャラクターの利用

- (1) プログラム参加団体は本サービスの利用を対外的に告知する場合、事前に当社の承諾を得ると共に、当社の定める「商標・著作物・Pepper キャラクターに関するガイドライン」を遵守した活用をするものとします。
- (2) 上記(1)に反した活用を行った場合、当社より当該使用行為に関する改善要望書の送付、サービス停止、またはその他必要な措置を講じることがあります。

## 26 広報および取材等の協力

プログラム参加団体は本サービスについて、メディアから取材依頼があった場合、事前に当社に通知すると共に積極的に協力するものとします。

## 27 反社会勢力の排除

- (1) プログラム参加団体は、当社に対し、本サービスの申込み時において、プログラム参加団体が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (2) プログラム参加団体は、当社が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。
- (3) 当社は、プログラム参加団体が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本サービスにかかる契約を解除することができるものとします。
- (4) プログラム参加団体が本サービスに関連する契約(以下「関連契約」という)を第三者と締結している場合において、当該第三者または関連契約を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、当社はプログラム参加団体に対して関連契約の解除その他必要な措置を求めることができ、プログラム参加団体が速やかにこれに応じなかった場合は、当社は直ちに本サービスにかかる契約を解除することができるものとします。
- (5) 当社が、上記(3)または(4)の規定により、本サービスにかかる契約を解除した場合には、当社はこれによるプログラム参加団体の損害を賠償する責を負わないものとします。

## 28 禁止事項

プログラム参加団体は、本サービスを利用するにあたって、以下のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスにおいて当社が貸与および配布する物を、当社の事前の書面通知無く、第三者に譲渡し、または転貸を行う行為

- (2) 当社の事前の承諾なく、本サービスを第三者に譲渡し、または転貸を行う行為
- (3) 本サービスにおいて当社が貸与および配布する物を日本国外に持ち出す行為
- (4) 本サービスにおいて当社が貸与および配布する物を、本サービス以外の目的で利用すること
- (5) 本サービスにおいて当社が貸与および配布する物に対し当社が表示した管理番号等の標識を取り外すこと。
- (6) 当社またはその他の第三者が提供するソフトウェア、プログラムおよびこれにより提供されるサービスの全部または一部に対し、複製（本利用規約やその他著作権者等の権利者が明示的に許可する場合を除きます）、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード導出の試み、暗号化、修正または二次的著作物の創造を行う行為、および第三者がこれらの行為を行うことを可能ならしめる行為
- (7) 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為
- (8) 当社およびNP、または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産、名誉権、プライバシー権、肖像権その他法令上、または契約上の権利を侵害する行為
- (9) 本サービス若しくは他人の名誉若しくは信用を毀損する行為、または他人に対するいやがらせ、若しくは誹謗中傷を目的とする行為
- (10) 他人のコンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器を、妨害、滅失、毀損その他正規のアクセス権を持たずに、他人のコンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器を利用もしくは利用を試みる行為
- (11) 本サービスの提供設備の機能を妨げる行為（大量のトラフィックを生じさせ、当社等の設備に過大な負荷を与える行為も含まれます。）
- (12) 本サービスの不具合を意図的に利用する行為、当社等に対し不当な問合せまたは要求をする行為、その他本サービスの運営または利用を妨害し、これらに対し支障を与える行為
- (13) 本件ロボット端末に以下の情報を含む話をしたり、入力したりする行為
  - ・ 個人情報（氏名（氏名が特定されるニックネームを含みます。）、住所、生年月日など、特定の個人を識別できる情報をいいます。）
  - ・ 秘密情報（未公開の情報や開示が禁じられている情報をいいます。）
- (14) 上記のいずれかに該当する行為を助長する行為
- (15) その他、当社が不適切と判断する行為

## 29 本利用規約の変更

当社は、本利用規約を変更することがあります。この場合、プログラム参加団体に事前に通知した上で実施するものとし、本サービスの提供条件は、変更後の本利用規約の定めによります。また、プログラム参加団体が本利用規約の変更後に本サービスを利用した場合、変更後の本利用規約に同意したとみなされるものとします。

## 30 裁判管轄権

本利用規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁

判所として解決するものとします。

### 31 準拠法

(1) 本利用規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします

(2) 本利用規約は、日本語によって記述された条項(以下「日本語版条項」といいます。)を正文とします。本利用規約につき、英語またはその他の言語によって記述された場合であっても、他言語版条項はいかなる効力も有しないものとし、日本語版条項のみが法的効力を有するものとします。

### 32 各条項の効力

本利用規約のいずれかの条項、またはその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、その他の本利用規約の規定、および一部が無効と判断された規定の残りの部分は、継続して有効に存続するものとします。

### 33 協議事項

本利用規約に定めのない事項又は本利用規約の履行に疑義が生じた場合は、当社とプログラム参加団体の双方で誠意を持って協議の上、解決を図るよう努めるものとします。なお、本利用規約のいずれかの部分が無効である場合でも、本利用規約全体の有効性には影響がないものとします。

以上

最終更新日: 2025 年 04 月 09 日

別表1 返却遅延金

項目	金額(各1台あたり)
本件ロボット端末返却遅延金	9,800円(税別)/日

別表2 本件ロボット端末の紛失・毀損等の損害金

項目	金額(本件ロボット端末1台あたり)
紛失等の場合における紛失時損害金	当社所定の実費
毀損等の場合における修理費用	当社所定の実費
充電器のみの場合の毀損・紛失時損害金	当社所定の実費

別表3 解約違約金

項目	金額	備考
初期契約期間 (1契約あたり)	残余の期間に対応する本サービス料金相当額	不課税
再契約期間 (1契約あたり)	残余の期間に対応する本サービス利用料金 相当額 (初月・契約満了月は発生しません)	不課税

最終更新：2025年1月

## 別紙1：NA0qi ソフトウェアのエンドユーザ契約書

NA0qi ソフトウェアのご使用前に本エンドユーザ契約書（以下、「本契約書」という）をよくお読みください。

本契約書の条項は、あなた又はあなたが代表する法人（以下、「あなた」という）及び43 rue du colonel Pierre Avia, 75015 Paris, France に登録事務所を有し、パリ市の商業及び会社登記簿において483 185 807番で登録されているAldebaran（以下、「ALD」という）との間の、NA0qi ソフトウェアの使用に関する契約です。

あなたは、第三者によるあなたの本ソフトウェアの使用、及び当該第三者の本契約書の条項の遵守に関し責任を負います。

本契約書の条項は、本ソフトウェアに関するすべてのALDのアップデート、アップグレード、補完、又はインターネットサービスに適用されますが、当該アップデート等に本契約とは異なる条項が添付されている場合は、あなたは当該条項が適用されることに合意します。

本契約書の条項に合意しない場合、本ソフトウェアをインストール又は使用しないで下さい。

### 1. 定義

「本ソフトウェア」とは、NA0qi ソフトウェア、及び本書類、インターフェース、コンテンツ又はフォント等の本契約書に付属する全てのデータを意味します。

「**本書類**」とは、ALD が随時変更する、ALD があなたに提供する本ソフトウェアに関する書類を意味し、これにはエンドユーザ・マニュアル、操作説明書、導入ガイド、リリースノート及び本ソフトウェアの使用に関するオンラインヘルプファイルを含みます。

「**本ロボット**」とは、あなたが購入し、本契約書に付属した本ソフトウェアがインストールされた ALD 製造のロボットのモデル及びバージョンを意味します。

## 2. 使用権

- a. 本契約書の条項は、あなたの本ロボットに適用され、一つの本ロボットに対し本ソフトウェアの使用を許可します。あなたは、あなたの本ロボット以外のデバイスに本ソフトウェアをインストール、使用、操作しないこと及び、第三者に当該インストール、使用、操作をさせないことに合意します。
- b. あなたが本契約書の条件及び条項を全て遵守することを条件に、ALD は、あなたに対し、あなたの本ロボット上のみにおいて本ソフトウェアを使用するための限定的かつ単一の、譲渡不能、非独占的なライセンスを付与します。ALD の書面による承諾のない限り、本ソフトウェアは、非営利目的の使用のために提供されます。
- c. あなたは本ロボットと本ソフトウェアの全ライセンス権を合わせて他者に永久に譲渡することができます。譲渡時には、本ロボットを全部品と印刷した資料も含めて譲受人に譲らなければならない、本ソフトウェアのいかなるコピーも保持してはなりません。譲受人は本契約書の条項を譲

渡の条件として承諾しなければなりません。

- d. 本ソフトウェアの現バージョン以外の旧バージョンを使用するあなたの権利は、本ソフトウェアの最新版を受諾すると同時に直ちに解除されません。

### 3. 制限

- a. 本ソフトウェアは、本契約書の条項のもと、ALD があなたに対し、使用を許諾したものであり、販売したものではありません。ALD 及びそのライセンサーは、権利、権原及び所有権の全てを留保します。あなたは、本契約書により明示的に許可された範囲内においてのみ使用することができます。
- b. 適用される法律により明示的に許可される場合を除き、あなたは次に掲げる行為を行ってはならず、かつ第三者にこれらの行為をさせないことに合意します。(a) 本ソフトウェアに見られた欠陥やその他の問題を克服するための方策または技術を用いるなど、本ソフトウェアの技術的な限界を回避すること、(b) 本ソフトウェアの任意の部分又はバージョンのリバースエンジニアリング、再現、逆コンパイル・逆アセンブル、ソースコードを解明する試み、解読、翻訳、修正、派生的な著作物の創作（本ソフトウェアに含まれるオープンソースのコンポーネントの使用に適用されるライセンス条件によって許諾される範囲内に限る）、(c) 本ソフトウェアの全部又は一部の売却、リース、賃貸、サブライセンス、販売、譲渡、移転又は本ソフトウェアに関する権利の付与、(d) 第三者が複製するために本ソフトウェアを公開すること、ただし上記の条項 2. c. に定められた場合を除く、(e) 本ソフトウェアと共に、無許可の、違法な、偽物の又は修正されたソフトウェア又はハードウェアを使用すること、(f) 本ソフトウェアのパッチ若しくは翻案、(g) ソフトウェアに

埋め込まれた対話機能に自動的又は記録化されたリクエストを送信すること、(h) 本ソフトウェアを、あなたが居住する国・地域における現地の法律を含む法律に反した方法によって使用すること。

- c. 本ソフトウェアは、本ロボットのみと互換性があり、かつ本ロボットにおいてのみ使用しなければなりません。

#### 4. 本ライセンスの解除

あなたの本契約書に基づく権利は、あなたの本ロボットが機能している期間内において付与されます。したがって、あなたの権利は、本ロボットが機能しなくなった時点、あるいは上記の条項 2. c に記載した本ソフトウェアを譲渡した時点のうちより早い方の時点で無効となります。

ALD はあなたに提供するサービス、あるいは本ソフトウェアの使用を通じてあなたが使用することができるサービスを中止する権利を保持します。

#### 5. インターネットの接続性

- a. 本ソフトウェアを使用するためには、あなたは第三者のインターネット・サービスプロバイダの有線又は無線のインターネットサービスに加入することが必要です。あなたの所在地において、インターネットアクセスがないこと、無料ではないこともあり、また、インターネットアクセスの中断・接続不良が必ずしもないとは限りません。あなたは、インターネットへのアクセス・使用に関する費用の全てを負担するとともに、インターネットの接続に関する全ての義務・結果に対し責任を負います。

あなたは、インターネットの接続に関する要因は ALD の管理下でないこと、及び当該要因が、ウィルス、データの損失若しくは破損、又は ALD が責任を有することができない他の問題をもたらすことにつき認識し、

合意します。

- b. 本ソフトウェアは、あなたの本ソフトウェアへのダウンロード及びインストール可能なアップデートがあるかどうかを ALD がチェックすることを目的に、そして本ロボットの状態のスキャンシステムがあなたの本ロボットの遠隔分析のために動作可能なときに、特段の通知なくかつ断続的または定期的に、あなたの本ロボットに自動的にインターネットに接続させることがあります。

## 6. アップデート

- a. ALD は、いつでも本ソフトウェアのアップデートを実行する権利、本ソフトウェアの新バージョンを制作する権利、及び本ソフトウェアを改変・改善する権利を留保します。ALD は、あなたに対し、これらの事項に関して通知する義務は一切ないものとします。あなたは、本契約書に基づいてこれらのアップデート、新バージョン、改変等に関する権利を取得するものではありません。これらは、有料である場合も、無料である場合もあります。ALD は、あなたが当該アップデート、新バージョン、改変等を使用する許可を取得するために、あなたに特定の契約条件を受諾することを要求する場合があります。
- b. アップデート、新バージョン又は改変が、問題、欠陥、故障を解決するものであるにもかかわらず、かつあなたが当該アップデート、新バージョン又は改変をインストールしない場合、ALD は、本契約書の範囲内において責任を問われる場合において、当該問題、欠陥、故障に関連した直接的・間接的な損害の結果に関し責任を負わないものとします。

## 7. 本ロボットの状態のスキャン

あなたが、本ソフトウェアに含まれるこの機能を有効にすることを選択した場合、あなたはSoftBank Robotics（以下、「SBR」という）、その関連会社及びサービスプロバイダが、あなたの本ロボットに関連する診断、使用及び類似の情報（あなたの本ロボットに関連する固有のハードウェア識別子又は情報を含みますが、これらに限られません）を収集、処理、転送及び使用することがあることに合意します。この場合において、データは、製品及びサービスの提供・向上、技術的な機能障害の予測、並びにあなたに対する本ソフトウェアのアップデート、製品のサポート及び他のサービスの提供（もしあれば）を促進することのみを目的として収集され、使用されます。

## 8. プライバシー

- a. 本ソフトウェアのいくつかの機能は、使用時にあなたや本ソフトウェアの使用に関する情報を収集することがあります。SBR は、これらの情報をサービスの提供や SBR の製品及びサービス向上のために使用します。本契約書に合意し、本ソフトウェアを使用することで、あなたは <https://www.softbankrobotics.com/jp/legal/privacy/> において閲覧できる SBR の個人情報保護に関する方針に準拠し、SBR の個人情報に関する方針が定義した個人情報が収集、転送、保存されることに合意します。
- b. SBR は、匿名化したあなたの個人情報を集計し、本ソフトウェア経由で収集及び解析することがあります。
- c. あなたは、SBR、その関連会社及びサービスプロバイダが、本ロボットの状態のスキヤニングを目的として技術データのみが収集、使用、転送及び保管される場合があることを理解するものとします。

## 9. 限定的保証及び責任の制限

あなたが消費者である場合、あなたが居住する国において、以下の制限事項

をあなたに適用することが法律によって禁じられている場合があります。適用が禁じられている場合、以下の制限事項はあなたに適用されません。

9.1 適用される法律により許可される範囲内において：

本ソフトウェアは、「現状有姿」で提供され、ALD 及びそのライセンサー（第 10 条において、総称的に「ALD」という）は、本ソフトウェアの使用、機能性、操作及びコンテンツは、中断がなく、正確、完全であり、またソフトウェアウィルス若しくは有害な構成要素がないことを保証しません。

ALD は、本ソフトウェアに内在する特性、他のソフトウェアとの適合性、本ソフトウェアの正確性、妥当性又は完全性、及びその結果に関し保証をせず、エラー若しくは不作為に関する責任を負いません。

ALD は、本ソフトウェア及びその結果に関する、性能、商業性、満足性、品質又は特定目的の適合性を含む、明示的・黙示的表明、保証又は条件を否認します。

9.2 法律により禁じられている場合を除き、いかなる場合においても、ALD は、以下に関し責任を負いません。

契約、不法行為、厳格責任又は他の請求原因によるものか否かを問わず、また、ALD が当該損害、損失又は出費の可能性につき知らされていたか否かを問わず、本ソフトウェアの提供及び使用により派生する全ての損害（直接的・間接的損害、懲罰的損害、特別損害、付随的損害、結果的損害、代替サービスを手に入れるためのコスト、逸失利益、データの破損・紛失、営業の中断又は他の商業的損失若しくは損害が含まれますが、これらに限られません。）

上記に加え、当該責任の制限は、本ソフトウェアの入手困難、無断アクセス、動作の障害、中断、エラー、不作為、瑕疵、操作・送信の遅延、コンピュータのウィルス、互換性のないソフトウェア又はハードウェアとの本ソフトウェアの使用を含みますが、これらに限られません。

いかなる場合においても、全ての損害に対する ALD の累積的責任（傷害に関する件につき適用される法により義務づけられている場合を除く）は 100 ユーロを超えないものとします。

#### 10. ライセンスの違反 - 権利の解除

あなたが本契約書の条項を遵守することを怠った場合、又はこのことが ALD により合理的に疑われた場合、ALD は、ALD の他の権利及び救済手段を制限することなく、また当該権利及び救済手段の全てを明示的に留保したうえで、本ソフトウェアの一部又は全部のアクセス又は使用を無効とすること、あなたの ALD のアカウントを閉鎖すること、及び本契約書に基づくあなたの権利を解除することを含む、ALD の権利を保護するためのいかなる行為をも行なうことができるものとします。

#### 11. 知的財産権の所有権

あなたの本ソフトウェアを使用する唯一の権利は、本契約書に基づいて付与されるものであり、あなたは、本ソフトウェアに関する全ての知的財産権及び本ソフトウェアの全ての部分は、ALD 及びそのライセンサーに帰属し、帰属し続けることを認識します。

あなたは、あなたが本ソフトウェアに組み込まれた電子透かし又は他の識別子を含むがこれらに限られない著作権表示又は他の類似の所有権表示削除若しくは改変しないことに合意します。

## 12. 適用法及び可分性

現地の法律により明示的に禁じられている場合を除き、本ソフトウェア・本契約書から派生する若しくは本ソフトウェア・本契約書に関連する全ての事項に対し、法の抵触に関する原則を除きフランス国の法律が適用されます。本契約に関し国際物品売買契約に関する国連条約は適用されず、その適用は明示的に排除されるものとします。

管轄権のある裁判所が、理由を問わず本契約書の条項及びその一部が強制執行不能であるとみなした場合であっても、残存条項は継続して完全に有効とします。

## 13. 第三者のソフトウェア

本ソフトウェアに含まれる第三者のソフトウェアの特定のライセンス条件は、ALD が、あなたに対して当該第三者のソフトウェアの通知及びライセンス条件を提供することを義務づけることがあります。これらの通知及条件は、<https://www.aldebaran.com/en/legal/softwarelicenses>（又は代替する他のアドレス）においてあなたに提供されています。

## 14. 雑則

- a. 本契約書は、本ソフトウェアに関するあなた及び ALD との間の全ての合意を構成し、当該目的事項に関する過去若しくは同時期の理解の全てに優先するものとします。ALD による、本契約書または適用される法律に基づくいかなる権利若しくは救済手段の行使の不行使又は遅延も、当該権利・救済手段の放棄とはみなされないものとし、権利・救済手段の単一若しくは一部の行使は、当該権利・救済手段の追加の又は将来の行使、及び他の権利・救済手段の行使を妨げないものとし

ます。本契約書に基づく ALD の権利・救済手段は、法律に基づく他の権利・救済手段に追加されるものであり、他の権利・救済手段に取って代わるものではありません。

- b. ALD は、本契約書又は本契約書に基づく権利及び義務をいかなる第三者に対しても自由に譲渡することができます。
- c. ALD は、自己が法的措置を行なう権利を第三者に対し委任する権利を留保します。
- d. 本契約書の各条項の表題は、便宜上のものであり、条項の内容及び適用範囲を規律するものではありません。
- e. 本契約の英語と日本語（または英語以外の言語）版に齟齬がある場合は、英語版が優先するものとする。

別紙 2 : 社会貢献パッケージ 2

番号	大項目	小項目	オンライン提供 の対象
1	Pepper	本体	—
2		充電器（電源ケーブル含む）	—
3		腰のピン（金属）	—
4		ひざのピン（プラスチック）	—
5		取扱説明書	対象
6		タブレットカバー	—
7	提供サービス	教育関係者フォーラム	対象
8		お問合せヘルプデスク	対象
9	プログラミング教育教材	教師用指導書 Robo Blocks 編	対象
10		学習指導案	対象
11		ワークシート	対象
12		学習者用副教材	対象
13		研修用動画	対象
14		プログラミング教育用ソフトウェア Robo Blocks	対象
15		Robo Blocks スクールテンプレート	対象
16	学校向けロボアプリ	各種学校内利用向けアプリ	対象
17		各種ダンスアプリ	対象
18		各種ゲームアプリ	対象